

第2回介護保険事業等運営委員会 議事録

日 時	令和元年11月26日(火) 18時30分～19時50分
場 所	市役所本庁舎2階 22会議室
出席委員 (全員出席)	堀田哲也委員長、阿部雅人副委員長、榎本洋江委員、及川治晃委員、 太田由子委員、尾野清一委員、笠木庄一委員、樫田真喜子委員、 田中憲一委員、寺口元委員、長田昌聰委員、平山修委員、 三隅雅彦委員、山本茂夫委員
事務局	柳沢福祉部長、澤田福祉部次長、山田福祉部次長、 亀尾介護福祉課長、山本介護福祉課主幹、山部介護福祉課長補佐、 秋保介護福祉課副主幹、大橋総合福祉課長、吉田健康支援課長、 畑山介護福祉課総務係長、田中介護福祉課資格給付係長
議 事	〈報告事項〉第7期介護保険事業計画の進捗状況等について 〈協議事項〉第8期介護保険事業計画のアンケート調査等について

議 事 録

開会 18時30分

事務局(畑山総務係長)

- ・運営委員会設置要綱第6条に基づく会議の成立を報告
- ・事務局職員として、大橋総合福祉課長、吉田健康支援課長の出席を紹介
- ・同要綱5条に基づき、以降の議事は委員長が進行

〈報告事項〉第7期介護保険事業計画の進捗状況等について

堀田委員長

それでは、報告事項の「第7期介護保険事業計画の進捗状況等について」事務局の説明を求めます。

事務局

- ・配付資料に基づき各担当係長から説明

堀田委員長

ただいま事務局から「第7期介護保険事業計画の進捗状況等について」説明がりましたが、事前に三隅委員より、事務局に報告事項についての質問が提出されております。事務局から、質問の概要とその回答についてお願いします。

事務局(亀尾課長)

介護福祉課課長の亀尾と申します。よろしくお願ひいたします。三隅委員あり

がとうございます。

事前にご質問をいただいております、まず、一つ目が資料1、1枚目の「②要支援・要介護認定者の推計と実績の比較」についてのご質問をいただいております。こちらにつきまして介護度別に見ますと、「要支援・要介護1」、これは表の「介護認定者計」の要支援1と2、そして要介護1の3種類の介護度ですが、このいわゆる軽度認定者は上方に推移しており、一方、要介護2から5までの重度認定者は下方に推移していると説明申し上げました。この内容について、何か原因があるのかということでご質問をいただいております。

こちらにつきまして、推計である計画値と実績を単純に比較するというのは難しいところでございます。この認定者数ですが、軽度の認定者が上方に推移しているというのは、例えば、以前認定されていた方が少し軽く認定されたというように見えますが、基準による調査・認定により軽度認定者が増え、逆に重度認定者は少なくなったということで、説明になっていないかもしれませんが、結果として、計画値よりも軽度の認定者が増えて重度の認定者が減ったというかたちになってございます

続けて、資料2の「第7期介護保険事業計画の収支状況」についてですが、令和元年度の収支見込み額は今出ていないでしょうか、というご質問をいただきました。

収支見込みにつきましては、今後予算を作成するにあたりまして、今積算中ではございまして、今の段階では収支の見込みにつきましては申し上げられませんので、大変申し訳ございませんがご了承いただきたいと思います。

次の質問が、資料3の5ページの事業No.48「介護人材確保支援事業」についてでございます。こちらは実績で介護人材確保の人数が12名ということになっておりますが、その後の定着状況はどうなっていますでしょうかというご質問をいただきました。

こちらにつきましては、確認しましたところ実は残念ながら、今続いていらっしゃる方は5名ということで、7名につきましては、自分の体調が悪くて辞めることになった方や、ご家族の介護で辞めることになった方や、あとは自己都合という方になっております。その中で、家族の介護が必要になったという方は介護しなくてもよい状況になり、今また介護の職場に復帰したいということで、私どもが委託している人材派遣会社の方と相談しながら就職活動を進めていると伺っています。残念なことにはなっていますが、ただ、この事業で介護初任者研修を修了していますので、また介護の職場に復帰できるということもございます。委託先の人材派遣事業者ともよくお話をしながら、今後どうしていくのか考えてまいりたいと思います。

次の事業No.49「介護職員育成支援事業」ですが、実績が29名ということで、こちらの就業状況はどうなっていますかというご質問をいただいております。

こちらにつきましては、29名のうち24名が同じ職場で継続して勤められておりました、そのほか2名は辞められてしまったのですが、別の介護事業所さんの方で就労されていると確認しております。残りの3名は辞められてしまって、今のところは介護事業所では働いていないと聞いております。それでも、こちらの方は3か月間同じ介護事業所に就労している市民を対象にした事業ですので、就労を継続される方が多いという印象を受けております。

続きまして、最後にいただいているご質問になりますが、8ページの事業No.67の「地域包括支援センター運営協議会」について、ご提案というかたちですけども、事業の評価指標に高齢者虐待の対応件数を明示してはいかがでしょうかということですが。

事業の評価指標となりますと、目標として虐待対応を何件しますと載せることになり難しいと思いますが、虐待件数の実績等につきましては載せる方向で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

田中委員

ちょっと聞きたいのですが、今課長から報告のあった資料3について、いろいろと説明があったのですが、その中で最後の「地域包括支援センターの運営」について、運営協議会とあるのですが、私ども地域包括支援センターとは何なのかなとわからない面が多いのですが、運営協議会というものを作っているかぎり、どのような内容で行われているのか、内容をおたずねしたいのですけれども。

事務局（秋保副主幹）

地域包括支援センターの運営協議会でございますが、回数としましては、年間約4回程度行ってございます。内容としましては、地域包括支援センターの運営方針等を決める際にもご意見をいただいたり、先ほどもお話をいたしました、地域包括支援センターの自己評価ということで、包括支援センターの評価をするなかで、今後より良い包括運営のためにはどのようにしていったらいいのか、ということをお委員の皆様にもご意見等いただいております、それをそれぞれの地域包括支援センターに状況を伝えながら、よりよい運用を図っていただく一助としていただいているところでございます。

田中委員

例えば、市役所とどこかの施設の代表だとか、どういう人たちが運営しているのか。

事務局（秋保副主幹）

運営協議会のメンバーということでもよろしかったでしょうか。来ていただい

ている委員の方としましては、医師会や、社会福祉施設連絡協議会、ケアマネジャー連絡会など、そのような包括運営に関わりのある団体様をお呼びしまして、委員の数としては10名で構成されております。

田中委員

地域包括支援センターが何箇所かありますが、そこにいる職員というのはどこの方がやっているのですか。どこかの介護施設の方が来られているのですか。

事務局（秋保副主幹）

包括を運営されているのはどのような方たちなのかということかと思いますが、包括支援センターの運営は、苫小牧市から社会福祉法人や、医療法人に委託をお願いをしているところでございます。地域包括支援センターの運営にあたり、そこに常駐する職員としましては、専門職を置いており、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーといった3職種といわれる方たちを、包括支援センターの運営に従事する者として配置をしていただいているところです。

そうしたメンバーで行っていることとしましては、主に高齢者の様々な介護の相談や、虐待対応、介護予防の教室運営など、そうした業務を行っていただいているところでございます。

長田委員

資料2の2ページ目の「第7期計画における収納状況」のところで、30年度で滞納繰越分が7,960万ちょっとありますよね、そして30年度中にこの8,000万近い滞納分に対して入金になったというのが1,520万、20%に満たないのですけれども、割合からいくと80%以上のものが、さらに滞納のかたちで残っているのですけれども、それは令和元年度になって、かなり収納されているのかどうか、すぐにわかりますか。

事務局（亀尾課長）

今、手元に資料がないので細かい数字は申し上げられないのですが、元年度の方が収納率は上がっております。

長田委員

そういうことではなくて、約8,000万の滞納分がありましたね。それが30年度では1,500万入りましたよね。あと6,500万くらい滞納分というのが残っていますよね。それが今年度になって、これが入っているのかどうかということなのですよ。今年度の正規の分ではなくてはなく。残った部分が入っているのかどうか。そのまま、また滞納になって、いわゆるもう、デッドストッ

クのようなっているのか気になったものですから。

事務局（亀尾課長）

収納を担当している係もございまして、きめ細かくお支払いの方を、例えばいっぺんに払えなければ、分けてどうでしょうかとかお話しして納めていただいておりますので、どのお金が入っているのかということは、今はちょっとわかりませんが、残っていた部分も今年度入っている部分もあるかと思えます。まるまるそのまま、今まだ払われていないというのは…

長田委員

だから、どのくらいかということはわかりませんか。例えば半分近く入っているとどうですか。

事務局（亀尾課長）

今、細かい数字は申し上げられませんので、後ほど、申し訳ありませんがお伝えしたいと思います。

長田委員

ちょっと気になるのは、30年度の当初でも滞納分ですから、29年度以前の分ですよね、約8,000万というのは。それが今年度になってもほとんど入っていないということになりますと、あと4か月で令和2年度になりますよね。そうなってしまうと、ほとんど入らないような数字ではないのかなと気になったものですから。それにさらに、今年度の正規の分も100%の収納にならなかったら、滞納分がそれに順繰り加わっていくわけですよね。その数字がどのくらいになっているのかということと、その数字が聞けたら、どういうふうに督促というのかな、納めてもらう方法を取られているのかなということも併せて聞いたかったですよ。

事務局（山田次長）

今年度から、滞納繰越分のみならず現年度分も徴収一元化ということで、今まで国保課の方で介護保険料の収納というのは担当していたのですが、今年度から納税課に一元化されてきて、そうなってきますと、国保のことも、一般の市税のことも含めて生活全般を対応しながら、支払のところの、少しでも入れていただくようなやり取りをさせていただいているところでございます。

数字を今お示しできないのは申し訳ないですが、おっしゃるとおり、30年度分の残っているものは滞納で繰越として加わってまいりますけれども、そのなかで、過年度分、過ぎた年度の分もお支払いをいただいたうえで、30年

度のところがプラスされていくのはおっしゃるとおりなのですが、先ほども申し上げましたように、きめ細やかに、また、生活を困窮させることのないようなかたちで相談に乗りながら、分割ということにも応じながら、お支払いしていただいている状況ではあります。

長田委員

わかりました。収納の作業というか中身については、介護福祉課の手を離れているということなのですね。

事務局（山田次長）

制度の当初から、保険料の賦課、保険料をお知らせするのは介護福祉課の方の役割ですが、収納の方は国保課で担っておりまして、その収納という部分は、市役所全体として、今年度から納税課と一体になって、納税課で担っていることになっています。数字の方でお示しできれば、一番わかりやすいところだったのですが…

長田委員

収納率が芳しくないのが、督促というのは表現は悪いのですが、もうちょっと収納率をあげるために何か方法を考えましょうというのは、介護福祉課ではなさらないという…

事務局（山田次長）

そうですね、来ていただいたの相談には乗りますが、収納に関しましては法律に則って、督促、催告、その先といった処分がありますので、それに則って収納させていただいているところでございます。

事務局 補足説明

長田委員の「令和元年度の滞納繰越に対する収納率はどうなっているか」という質問に対する回答（ $\text{収納額} \div \text{調定額} = \text{収納率}$ ）は以下のとおりです。

令和元年度 滞納繰越 (9月末時点)	予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率	前年同月収納率
	7,443,000	67,671,678	13,214,481	19.53%	8.90%

平成30年度の滞納繰越に対する年間の収納率が19.11%に対し、令和元年度上半期（9月末時点）で19.53%となっていることから、今年度から取り組んでいる納税課での徴収一元化による効果が現れていると考えております。

堀田委員長

その他ご質問等はございますか。他になければ、次に進めてよろしいでしょうか。(他になし)

〈協議事項〉第8期介護保険事業計画のアンケート調査等について

堀田委員長

次に協議事項の「第8期介護保険事業計画のアンケート調査等について」事務局の説明を求めます。

事務局（畑山総務係長）

- ・配付資料に基づき説明

堀田委員長

ただいま事務局から「第8期介護保険事業計画のアンケート調査等について」説明がありましたが、皆様からご意見を求めます。

三隅委員

訂正箇所1箇所、4の調査期間が令和2年からになっていますが、これは令和元年ですね。令和元年12月ですね。その確認。

堀田委員長

令和元年ですね。その他にご意見ありますか。

太田委員

調査項目について確認したかったのですが、最初の（資料4-1）問17ですね、その「1 ホームヘルパーに訪問してもらい、身体の介護や生活援助（調理・洗濯など）を受けたい」はわかったのですが、「2 定期的または通報などにより随時ヘルパーや看護師に訪問してもらい、介護を受けたい」ということなので、ヘルパーと看護師の業務は違うのではないかと思っているのですが、その辺が「介護を受けたい」となっているということと、次にまた看護師が出てきて（選択肢3）、そして、「病気療養中の世話や診察の補助を受けたい」ということの、2と3の関係ですね。それと「診察の補助」というのが、ピンと来なかったのですが、この辺の項目の意味が、私がピンと来ないわけですから、一般の方々はおさら、質問された意味が理解できないのではないかなというのが一つです。

それから中身の細かいことは別なのですが、施設用のアンケート調査について、一応その中身はご本人が記入できない場合は、ご本人の状況がわかるご家族

の方が代わりに記入してくださいとは書いてあるのですが、仮に答えていった状況で考えますと、例えば特養に入っている方は要介護3以上と想定しますと、かなり回答が難しいのではないかなと。ご本人様がわかる質問形態になっていないように感じました。それだったら、ご家族が答えるんだよということでききますと、家族の主観で答えてしまうと、かなり本人の意向とは違う内容の回答が出てくるのではないかなと思う項目が結構あるので、その辺を家族がきちっと本人の意向を汲み取って答えるということがちゃんとできるようにしないと、出てきた答えに信憑性がないことになるのではないかなということが、施設の場合、ある程度元気な方が入っている施設もありますけれども、そうではない施設やなにかであれば、回答の差が生じる可能性があるのでは、その辺の配慮をお願いしたいと思いました。

事務局（山本主幹）

表現の仕方が伝わりにくい表現だったかもしれませんが、2は「定期巡回随時対応型訪問介護看護」を想定してこういう聞き方としております。3は「訪問看護」というふうに分けて、皆さんからどちらがいいかということを知っている表現だったので、表現の方法を検討してみます。ありがとうございます。

堀田委員長

施設利用者のアンケートについての答えはどうか。

事務局（山本主幹）

施設利用者の方も、おっしゃるとおり特養とかは要介護3以上なので、その辺も配慮したかたちで検討させていただきます。

堀田委員長

記入者が本人なのか家族なのか。

事務局（山本主幹）

どなたが書いたのかわかるようにしたいと思います。ありがとうございます。

堀田委員長

その他にご意見ございますでしょうか。

及川委員

私の方からは資料4-1のサービスを利用していない方への調査の項目の中で、家族の負担、休息に触れている部分なのですが、特に介護サービスをなさ

っていない方から、私たちがご相談受ける際に、「誰にも相談できない、相談できる人がいない」そういったお話もよく聞くのですけれども、あとは、協力してくれる人がいない。その辺の問いというのは、一つ加えていただいた中で、もしかすると、そこが介護サービスの入り口になるところの、発見にもつながるのかなという意図もありまして、相談者・協力者がいるのかどうかという問いも加えていただければ、特に問7と8の間くらいに入れていただければ、その後の問いにもつながるのかなと感じたところでもありますので、ご検討いただければと思います。

もう1点なのですが、居宅の利用者の4-2の間27で、他には入っていないかと思うのですが、介護保険料が所得段階別に12段階あることを知っていますか、という質問は、何か意図としておありなのか、その辺のご意見をいただければと思います。

事務局（亀尾課長）

今回、介護保険制度に対する理解度と言いますか、私どもの周知がどのくらい図られているのかというものも確認するために、制度のこともお聞きしていて、今回は所得段階12段階というのを知っておられるかということ、確認させていただこうと考えて入れております。

及川委員

わかりました。

堀田委員長

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次にその他ということで事務局から何かありますでしょうか。

事務局（畑山総務係長）

・次回開催予定を3月とし、アンケート調査の結果報告を行うことを連絡

堀田委員長

その他、委員から何かありますか。

長田委員

今日の委員会の内容とは違うのですけれども、1週間くらい前にニュースで見たのですけれども、介護認定を申請してから、決まりでは30日以内に認定決定を出すということになっているのですけれども、46日くらいの期間がかかっているというニュースが出ていたのですけれども、苫小牧の場合はどのよう

な状況なのかなと思ひまして。

事務局（柳沢部長）

本市の場合では、平均して39日くらいです。ただ、新規ですとか区分変更ですとか、お急ぎになるものについては、34日くらいです。これも、縮めていかなければならないということで、職員については日々努力していますが、介護の認定を出すまでの間には、申請をいただいてから、私どもの認定調査員で、実際にその方のご自宅ですとか、入院先ですとか施設ですとかに伺ってする調査が一つと、主治医の先生にいただく意見書との二つのものがそろって、初めて審査会にかけられることとなります。毎週木曜日に審査会を開いておりますけれども、そこに早くかけられるように、書類を整えていきますが、私たちの調査についてはできる限り早く行くように努力しますが、主治医の先生の意見書の方は、受診したタイミングですとか、先生の作業の関係ですとか、そこもお願ひしながら、なるべく早く書類を整えて審査会にかけられるように努力をしているところでございます。

長田委員

わかりました。

その時のニュースに、もう一つは痰の吸引のことが話に出ていました。今は病院もそうですし、介護施設でも資格を持っている者しか行為できませんよね。特に病院ではなく、介護の施設が大きい要素というか、該当になることだと思ひますが、一定の研修とか訓練をした者については、看護師でなくても吸引の行為をできるようにしていきたいというニュースが出ておりましたが、そのような動きというのは出ているのですか。

事務局（山本主幹）

本当は痰の吸引ですので、看護師がやらなければならない業務になるのですが、道の方でヘルパーに対して研修をすることで、その技術を身に付けて、指示を受けながら、介護の施設でもやっていいよというふうに、研修を受けた方ができるというのは今もなっていると思ひます。

長田委員

その時は、側に資格のある方がいなければならないのですか。

事務局（山本主幹）

いなければならないかどうかは、私もうろ覚えなので…。ヘルパーさんが研修を受けたということになれば、そういう方はお医者さんにもかかっていると思

うので、指示は必要だと思うのですけれども…

長田委員

その辺がアバウトというかはっきりしていないみたいですが…。私も二つの施設に関わりがあるのですけれども、施設の人間では今の段階では、研修も受けていないし、看護の資格もないので一切できないですよね。一日くらいの研修なのか一週間くらいなのかわからないですが、そういう研修を受けたら、資格の者が側にいなくても単独で吸引の行為をやれることになるのかどうか。

事務局（山田次長）

直接その記事を見ていないのと、私の方では医療的ケアが必要なお子さんに対する対応の中で、訪問ヘルパーが道の方で主催する痰吸引の研修があるので。それを受講して、その技術を身に着けることで、ヘルパーさんでもそのことを担えるというふうにはなっています。お子さんでそういうふうな、北海道の方で研修事業をやっていますので、お子さんでやっているの、大人の方でもできていると思うのですが、情報がはっきりしないので…

長田委員

研修というのは、かなり頻繁に行われているのですか。

事務局（山田次長）

年に一度か二度という程度です。それに従事できる人を増やしていかなければならないというものだと思いますので…

事務局（柳沢部長）

また新しい情報がありましたら、伝えてまいります。

堀田委員長

他にありますでしょうか。無ければ本日の委員会はこれで終了したいと思います。

閉会 19時50分